

日薬研発第87号

令和4年8月8日

各都道府県薬剤師研修協議会長様

公益財団法人日本薬剤師研修センター

理事長 豊島 聰

(捺印省略)

薬剤師研修・認定電子システム（PECS）の本稼働後の状況を踏まえた留意事項  
について

～抜粋～

#### 7. 研修後援団体について

薬剤師の研修の実施に賛同する営利団体は、研修実施機関による研修の実施を支援できるものとし、研修後援団体としています。ただし、研修実施機関の義務として、研修後援団体に研修実施機関<sup>(※1)</sup>の義務<sup>(※2)</sup>を代行させないことが定められています。

研修後援団体に、研修会の周知や申込の受付、ウェブ利用研修における配信等をすべて行わせていたと推測できる例が複数あります。現在、状況を調査しているところですが、このようなことは、実施機関登録の取消になりますので、厳に行うことのないよう注意してください。

#### 【補足】

※1 研修実施機関＝沖縄県薬剤師会

※2 義務＝研修会案内、参加申込(受付)管理、運営全般(WEB配信)、受講者管理